

「新トクするサポート」提供条件書

- ※ 2023年12月13日に、「新トクするサポート」から「新トクするサポート（スタンダード）」に名称を変更しました。
- ※ 2023年12月27日から「新トクするサポート（スタンダード）」及び「新トクするサポート（バリュー）」を総称して「新トクするサポート」といいます。
- ※ 2024年4月18日から「新トクするサポート（スタンダード）」、「新トクするサポート（バリュー）」及び「新トクするサポート（プレミアム）」を総称して「新トクするサポート」といいます。

「新トクするサポート」（以下「本プログラム」といいます。）は、対象機種を48回の分割払いの方法により購入し、当社が定める条件を満たした場合に、第4条（特典内容）に定める特典をご利用頂けるプログラムです。なお、「新トクするサポート（スタンダード）」（以下「スタンダード」といいます。）、「新トクするサポート（バリュー）」（以下「バリュー」といいます。）及び「新トクするサポート（プレミアム）」（以下「プレミアム」といいます。）は、対象機種、特典内容及びに1年くりあげオプション（第7条の1（1年くりあげオプション）に定めます。）及び早トクオプション（第7条の2（早トクオプション）に定めます。）の有無等が異なります。

第1条（規約の適用）

- 本プログラムは、ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）が提供します。
- 「新トクするサポート」提供条件書（以下「本提供条件書」といいます。）は、お客さまが本プログラムを利用するにあたって適用される条件を定めたものであり、お客さまは、本提供条件書の内容を確認し、ご同意の上で、本プログラムをご利用頂く必要があります。

第2条（プログラム期間）

本プログラムの各実施期間（以下「本プログラム期間」といいます。）は、下表に掲げるとおりです。

本プログラム期間	スタンダード	2021年10月13日～終了時期未定
	バリュー	2023年12月27日～終了時期未定
	プレミアム	2024年4月18日～終了時期未定

※終了時期は、確定次第、当社ホームページ等でご案内します。

第3条（対象）

- 本プログラムは、次の各号の条件に該当するお客さまを対象にします。なお、提供条件書において、次項に規定する対象機種のうちお客さまが購入した端末を「本端末」というものとします。

(1) スタンダード

本プログラム期間中に、当社との間で割賦購入契約又は個別信用購入あっせん契約を締結することにより、48回払いの方法によって、スタンダードの対象機種を購入したお客さまを対象にします。

(2) バリュー

本プログラム期間中に、当社との間で割賦購入契約又は個別信用購入あっせん契約を締結することにより、48回払いの方法によって、バリューの対象機種を購入したお客さまを対象にします。

(3) プレミアム

本プログラム期間中に、当社との間で割賦購入契約又は個別信用購入あっせん契約を締結することにより、48回払いの方

「新トクするサポート」提供条件書
更新日：2024年12月17日
ソフトバンク株式会社

法によって、プレミアムの対象機種を購入したお客さまを対象にします。

2. 本プログラムの対象となる機種は、下表のとおりです。なお、対象機種ごとに、スタンダード、バリュー又はプレミアムのいずれか1つのみが対象となります。

対象機種※	<p>SoftBank 5G、SoftBank 4G LTE 又は SoftBank 4G のいずれかに対応の iPhone、スマートフォン、SoftBank 携帯電話、iPad、タブレット、Apple Watch、ウェアラブルデバイス及び SoftBank 回線対応の通信モジュールを内蔵したメーカーブランド PC（以下「ACPC」といいます。）・タブレットのうち、当社ホームページ上で指定する機種</p> <p>※スタンダード、バリュー及びプレミアムのそれぞれの対象機種の詳細は、当社ホームページ等でご確認ください。</p>
-------	--

※SoftBank Certified で取り扱う端末は、本プログラムの対象外です。

※みまもりケータイ、キッズフォン、あんしんファミリーケータイ、シンプルスタイル（プリペイド携帯電話）、衛星電話並びに SoftBank 3G にのみ対応した iPhone、スマートフォン、SoftBank 携帯電話、iPad 及びタブレット等は、対象外です。

※スタンダード、バリュー及びプレミアムの対象機種は、追加、廃止又は入れ替えその他変更される場合があります。

第4条（特典内容）

本プログラムの特典（以下「特典」といいます。）の内容及び特典の利用の申し込みが可能となる時期（以下「特典受付開始日」といいます。）は、下表に掲げるとおりです。なお、本端末を購入した時点でスタンダード、バリュー又はプレミアムのいずれの特典がお客さまに適用される対象であるか定まるものであり、特典を利用するタイミングで定まるものではありません。

欄	プログラム	特典内容	特典受付開始日
1	スタンダード	お客さまが次条に規定する特典の利用条件を全て満たすことを条件として、本端末の査定完了日が属する請求月の翌請求月以降分※ ¹ （最大 24 回分※ ² ）の本端末の分割支払金又は賦払金（以下「分割支払金」と総称します。）相当額（ 頭金は含まれません。 ）で、当社が本端末を下取りし、本端末の割賦残債務と本端末を下取りしたときの売買代金債権を相殺します。	本端末の購入日が属する請求月を 1 か月目として、25 か月目※ ³ 。
2	バリュー	お客さまが次条に規定する特典の利用条件を全て満たすことを条件として、本端末の査定完了日が属する請求月の翌請求月以降分※ ¹ （最大 36 回分※ ² ）の本端末の分割支払金相当額（ 頭金は含まれません。 ）で、当社が本端末を下取りし、本端末の割賦残債務と本端末を下取りしたときの売買代金債権を相殺します。	本端末の購入日が属する請求月を 1 か月目として、13 か月目※ ⁴ 。
3	プレミアム	お客さまが次条に規定する特典の利用条件を全て満たすことを条件として、本端末の査定完了日が属する請求月の翌請求月以降分※ ¹ （最大 24 回分※ ² ）の本端末の分	本端末の購入日が属する請求月を 1 か月目として、25 か月目※ ³ 。

「新トクするサポート」提供条件書
 更新日：2024年12月17日
 ソフトバンク株式会社

	割支払金相当額（ 頭金は含まれません。 ）で、当社が本端末を下取りし、本端末の割賦残債務と本端末を下取りしたときの売買代金債権を相殺します。	
--	---	--

- (※1) 本端末の査定完了後に古物営業法（昭和 24 年法律第 108 号）に基づく本人確認を行う法人のお客さまに関しては、本人確認のために講ずる措置の完了を当社が確認できた日が属する請求月の翌請求月以降分です。
- (※2) お客さまが特典を利用するタイミングによって、金額は異なります。また、ご購入の機種・時期・契約種別（新規契約、他社からのりかえ（MNP）、ワイモバイル・LINEMO 等からのりかえ（番号移行）、機種変更又は回線を契約せずに機種のみ購入する契約のいずれかのお客さまの契約内容をいいます。以下同じ。）によって、各回の分割支払金の金額が異なります。
- (※3) 一部のお客さまは、例外的に 24 か月目に、特典が利用可能となります。また、在庫状況又は配送状況により、本端末がお客さまのお手元に届くまで一定期間を要する場合等において、特典受付開始日が数か月間遅れる可能性があります。お客さまの特典受付開始日は、My SoftBank 又は法人コンシェルサイト（法人のお客さま）でご確認頂くことができます。
- (※4) 一部のお客さまは、例外的に 12 か月目に、特典が利用可能となります。また、在庫状況又は配送状況により、本端末がお客さまのお手元に届くまで一定期間を要する場合等において、特典受付開始日が数か月間遅れる可能性があります。お客さまの特典受付開始日は、My SoftBank 又は法人コンシェルサイト（法人のお客さま）でご確認頂くことができます。

第 5 条（特典利用条件）

1. 特典を利用するためには、前条に定める特典受付開始日以降に、次の各号に掲げる条件を全て満たすことが必要です。
 - (1) お客さまが契約している回線の電話番号（ソフトバンクユーザー^{※1}のお客さま）又は機種契約番号^{※2}（ソフトバンクユーザー以外のお客さま）を当社に申告の上、当社指定の方法により、特典の利用を当社に申し込むこと。なお、法人のお客さまの場合、法人番号のご申告も必要です。
 - (※1) 当社が「ソフトバンク」ブランドの下で提供する通信サービスの利用者をいいます。以下同じ。
 - (※2) 本端末を購入するときに当社が発行するお客さまの管理番号をいいます。以下同じ。
 - (2) 特典利用の申込日が属する月の翌月末までに、当社が本端末[※]を回収し、査定完了すること。なお、当該回収及び査定にあたっては、次の条件を全て満たしていることを要します。
 - ※Apple Watch 又はウェアラブルデバイスの場合は、本体に加えて、購入時に付属していたバンドの回収及び査定も実施します。
 - ※対象 ACPC（ACPC のうち ThinkPad X1 Fold を除いたものをいいます。以下同じ。）の場合は、本体に加えて、AC アダプタ及び電源ケーブルの回収及び査定も実施します。なお、AC アダプタ及び電源ケーブルは本体に接続できる純正品である必要があります。
 - ※あんしん保証パックサービス（端末の故障時に修理代金の割引を受けられることができる等のアフターサービスを利用でき、名称の一部に「あんしん保証パック」が含まれる当社のサービスの総称をいいます。以下同じ。）の特典を利用して、本端末を交換した場合は、交換後の端末を回収し、査定します。この場合、交換後は、交換前の端末で特典を利用することはできなくなります。なお、交換後の端末については、本提供条件書の「本端末」をその端末に読み替えて、本提供条件書の規定を適用するものとします。

「新トクするサポート」提供条件書
 更新日：2024 年 12 月 17 日
 ソフトバンク株式会社

- ① 本端末が第 10 条（査定基準）に規定する査定基準（以下「査定基準」といいます。）を満たしている旨を当社が確認したこと
 - ② 本端末の製造番号（IMEI）を当社が確認できたこと※
 - ※印字が不鮮明、損壊その他の状態等により、製造番号（IMEI）が確認できない場合、特典の利用のお申し込みを受けることができません。Apple Watch の場合は、IMEI 又はシリアル番号を当社が確認できることが必要です。
 - ※対象 ACPC の場合、本端末の外観から IMEI を当社が確認できることが必要です。
 - ③ 当社が定める方法に従い、古物営業法に基づく本人確認を受けたこと
 - ④ 本端末がネットワーク利用制限の対象になっていないこと
- (3) 特典利用の申込みの時点で、本プログラムを解約、解除又は終了していないこと
- (4) お客さまが当社に負担する債務の支払いを怠っていないこと
2. 本端末が査定基準を満たしていない場合に、お客さまが特典の利用を希望するときは、当社が指定する方法に従い、次の各号の表に定める料金（以下「本負担金」といいます。）を一括で当社にお支払い頂く必要があります。

(1) 本端末が Apple Watch・ウェアラブルデバイス又は ACPC 以外の場合

欄	あんしん保証パックサービスへの加入の有無	本負担金（不課税）
1	非加入者	22,000 円
2	加入者	査定時点※において当社ホームページに定める金額

※査定時点における最新の金額・条件に従います。なお、現時点の金額・条件は当社ホームページ上で確認することができますが、あくまでも査定時点における金額・条件が適用されますので、本端末の購入時点から将来的に内容が変更された場合は、変更後の金額・条件が適用されます。予めご了承ください。

(2) 本端末が Apple Watch 又はウェアラブルデバイスの場合

欄	査定基準を満たさない対象	あんしん保証パックサービスへの加入の有無	本負担金（不課税）
1	Apple Watch・ウェアラブルデバイスの本体※ ¹	非加入者	22,000 円
2		加入者	査定時点※ ³ において当社ホームページに定める金額
3	バンドのみ※ ²	加入者／非加入者	2,000 円

(※1) バンドが査定基準を満たしているか否かは問いません。

(※2) 本体が査定基準を満たしており、バンドが査定基準を満たさない場合に、第 3 欄の金額が適用されます。なお、本体が査定基準を満たしていない場合は、第 1 欄又は第 2 欄の金額となります。

(※3) 査定時点における最新の金額・条件に従います。なお、現時点の金額・条件は当社ホームページ上で確認することができますが、あくまでも査定時点における金額・条件が適用されますので、本端末の購入時点から将来的に内容が変更された場合は、変更後の金額・条件が適用されます。予めご了承ください。

(3) 本端末が ACPC の場合

欄	査定基準を満たさない対象	本負担金（不課税）
1	ACPC の本体※ ¹	22,000 円

「新トクするサポート」提供条件書
 更新日：2024 年 12 月 17 日
 ソフトバンク株式会社

2	AC アダプタ又は電源ケーブルのみ ^{※2}	5,000 円
---	---------------------------------	---------

(※1) AC アダプタ又は電源ケーブルが査定基準を満たしているか否かは問いません。

(※2) 対象 ACPC の場合、本体が査定基準を満たしており、AC アダプタ又は電源ケーブルが査定基準を満たさないときに、第 2 欄の金額が適用されます。なお、本体が査定基準を満たしていないときは、第 1 欄の金額となります。

3. 本端末の割賦債務が完済済みである場合又は**本端末が査定基準を満たしていないときに本端末の割賦残債務が前項に定める本負担金の金額以下の場合、特典を利用できません。**

第 6 条（下取り価格）

1. 特典に基づく本端末の下取り価格は、当社が定める査定基準を満たす場合、査定完了日が属する請求月の翌請求月以降分[※]の分割支払金相当額（頭金は対象外です。）とします。但し、1 年くりあげオプションに基づく本端末の下取り価格は、本端末の 25 回目から 48 回目までの分割支払金相当額（頭金は対象外です。）です。

※本端末の査定完了後に古物営業法に基づく本人確認を行う法人のお客さまに関しては、本人確認のために講ずる措置の完了を当社が確認できた日が属する請求月の翌請求月以降分です。

2. 回収した本端末が査定基準を満たさない場合、下取り価格は、前項に規定する分割支払金相当額から第 5 条（特典利用条件）第 2 項に定める本負担金を減額した金額となります。
3. 送付キットの配送遅延その他理由により、査定完了まで長期間を要した場合、割賦債務と相殺する時期が遅れる場合があります。この場合、遅延期間にお支払い頂いた割賦債務は返金しません。また、割賦債務を相殺する処理を行った後に査定基準を満たさないことが判明した場合は、本来の割賦債務又は本負担金を事後的に当社が別に定める支払条件に基づきお支払い頂く場合があります。

第 7 条の 1（1 年くりあげオプション）

1. 1 年くりあげオプションは、第 3 条（対象）第 1 項第 1 号（スタンダード）又は同項第 3 号（プレミアム）の条件を満たしたお客さま^{※1}が 1 年くりあげオプション行使開始日（次項に定義します。）から特典受付開始日の前日までの期間に、本条第 3 項の条件を満たした上で 1 年くりあげオプション利用を申し込んだ場合、24 回分の本端末の分割支払金相当額で本端末を下取りし、お客さまの本端末の 25 回目から 48 回目までの分割支払金債務^{※2}と本端末を下取りするときの売買代金債権を相殺するものです。この場合、お客さまは、本端末の 24 回目までの分割支払金については、引き続き支払う必要があります。

(※1) バリューは、1 年くりあげオプションの対象外です。

(※2) ご購入の機種、時期又は契約種別によって、各回の分割支払金の金額が異なります。

2. 1 年くりあげオプションの行使の申し込みが可能となる時期（以下「1 年くりあげオプション行使開始日」といいます。）は、下表に掲げるとおりです。

1 年くりあげオプション 行使開始日	本端末の購入日が属する請求月を 1 か月目として、13 か月目 [※]
-----------------------	--

※一部のお客さまは、例外的に 12 か月目に 1 年くりあげオプションの行使が可能となります。在庫状況又は配送状況により、本端末がお客さまのお手元に届くまで一定期間を要する場合等において、1 年くりあげオプション行使開始日が数か月間遅れる可能性があります。お客さまの 1 年くりあげオプション行使開始日は、My SoftBank 又は法人コンシェルサイト（法人のお客さま）でご確認頂くことができます。

3. 1 年くりあげオプションを行使するためには、1 年くりあげオプション行使開始日からスタンダード又はプレミアムの特典受付開始日の

「新トクするサポート」提供条件書
更新日：2024 年 12 月 17 日
ソフトバンク株式会社

前日までの期間に、第 5 条（特典利用条件）第 1 項各号に定める条件を全て満たす必要があります。

4. 本端末が査定基準を満たしていない場合に、お客さまが 1 年くりあげオプションの行使を希望するときは、当社が指定する方法に従い、第 5 条（特典利用条件）第 2 項に規定する本負担金を一括で当社にお支払い頂く必要があります。
5. 本端末が査定基準を満たしていない場合、本端末の 25 回目から 48 回目までの分割支払金債務が本負担金の金額以下のときは、1 年くりあげオプションを行使できません。
6. 1 年くりあげオプションを行使した場合においても、全 48 回のうち 1 回目から 24 回目までの分割支払金債務については、本端末の売買代金債権と相殺されるものではなく消滅しないため、お客さまは、割賦契約条件に従い引き続きお支払い頂く必要がありますので、ご注意ください。
7. 第 5 項に該当して 1 年くりあげオプションを行使できない場合に早トクオプションを行使することを希望するお客さまが、早トクオプションの行使を補充的に申込みした場合、同項に基づき 1 年くりあげオプションを行使できなかったときは、次条の条件に従い早トクオプションが適用されます。なお、このとき早トクオプションの行使を申込みしないお客さまは、1 年くりあげオプションの適用条件を満たさずに本端末の返却を受けたときであっても、再び特典及び早トクオプションの利用を申込みすることはできなくなりますので、ご注意ください。
8. 1 年くりあげオプションの利用を申し込み（第 7 条の 2（早トクオプション）第 7 項に基づく補充的な申し込みを含みます。）した場合、特典受付開始日以降に本端末の査定が完了したときは、第 5 条（特典利用条件）第 1 項各号に定める条件を全て満たすことを条件として、スタンダード及びプレミアムの特典（第 4 条（特典内容）に定める特典を指します。）に関する本提供条件書の全ての規定を準用します。

第 7 条の 2（早トクオプション）

1. 早トクオプションの行使の申し込みが可能となる時期（以下「早トクオプション行使開始日」といいます。）は、下表に掲げるとおりです。

早トクオプション 行使開始日	本端末の購入日が属する請求月を 1 か月目として、13 か月目 [※]
-------------------	--

※一部のお客さまは、例外的に 12 か月目に早トクオプションの行使が可能となります。在庫状況又は配送状況により、本端末がお客さまのお手元に届くまで一定期間を要する場合等において、早トクオプション行使開始日が数か月間遅れる可能性があります。お客さまの早トクオプション行使開始日は、My SoftBank 又は法人コンシェルサイト（法人のお客さま）でご確認頂くことができます。

2. 早トクオプションを行使するためには、次の各号の条件を全て満たすことが必要です。
 - (1) 第 3 条（対象）第 1 項第 3 号の条件を満たすこと

※**スタンダード及びバリューは、早トクオプションの対象外です。**
 - (2) 対象機種ご購入と同時にあんしん保証パックサービスに加入し、早トクオプションの行使の申し込みが完了するときまであんしん保証パックサービスに加入し続けていること
 - (3) 早トクオプション行使開始日からプレミアムの特典受付開始日の前日までの期間に、早トクオプションの行使を当社に申込みすること
 - (4) 第 5 条（特典利用条件）第 1 項各号に定める全ての条件を満たすこと
 - (5) 当社が指定する方法に従い、下表の早トクオプション利用料を一括で当社に支払うこと

早トクオプション利用料	本端末の購入時点において当社ホームページに定める金額 [※]
-------------	---

※早トクオプション利用料の金額は、機種、時期又は契約種別等により異なります。

「新トクするサポート」提供条件書
更新日：2024 年 12 月 17 日
ソフトバンク株式会社

3. 早トクオプションの特典の内容は、下表に掲げるとおりです。

特典内容	本端末の査定完了日が属する請求月の翌請求月以降分 ^{※1} （最大 36 回分 ^{※2} ）の本端末の分割支払金相当額（頭金は含まれません。）で、当社が本端末を下取りし、本端末の割賦残債務と本端末を下取りしたときの売買代金債権を相殺します。
------	--

（※1）本端末の査定完了後に古物営業法に基づく本人確認を行う法人のお客さまに関しては、本人確認のために講ずる措置の完了を当社が確認できた日が属する請求月の翌請求月以降分です。

（※2）お客さまが特典を利用するタイミングによって、金額は異なります。また、ご購入の機種、時期又は契約種別によって、各回の分割支払金の金額が異なります。

4. 本端末が査定基準を満たしていない場合に、お客さまが早トクオプションの行使を希望するときは、当社が指定する方法に従い、第 5 条（特典利用条件）第 2 項に規定する本負担金を一括で当社にお支払い頂く必要があります。
5. 本端末が査定基準を満たしていないときに本端末の割賦残債務が第 5 条（特典利用条件）第 2 項に定める本負担金及び早トクオプション利用料を合計した金額以下の場合、早トクオプションを利用できません。
6. 査定完了日が属する請求月の翌請求月の分割支払金[※]から 24 回目までの分割支払金の合計額が早トクオプション利用料の金額未満の場合は、早トクオプションを利用できません。

※本端末の査定完了後に古物営業法に基づく本人確認を行う法人のお客さまに関しては、本人確認のために講ずる措置の完了を当社が確認できた日が属する請求月の翌請求月の分割支払金です。

7. 前二項に該当して早トクオプションを利用できない場合に 1 年くりあげオプションを行使することを希望するお客さまが、1 年くりあげオプションの行使を補充的に申込みした場合、前二項に基づき早トクオプションを利用できなかったときは、第 7 条の 1（1 年くりあげオプション）に従い 1 年くりあげオプションが適用されます。なお、このとき 1 年くりあげオプションの行使を申込みしないお客さまは、早トクオプションの適用条件を満たさずに本端末の返却を受けたときであっても、再び特典及び 1 年くりあげオプションの利用を申込みすることはできなくなりますので、ご注意ください。

第 8 条（機種回収の必要性）

特典、1 年くりあげオプション及び早トクオプション（以下「特典等」と総称します。）を利用するためには、本提供条件書記載の条件に従い、本端末を当社に提供頂く必要があります。なお、特典等の利用の申込みをもって、本端末を提供することに同意したものとさせていただきます。

第 9 条（特典利用時における機種回収）

1. お客さまは、本端末の回収方法として、店頭又は郵送のいずれかをお選び頂けます。
2. 本端末の回収にあたっては、古物営業法に基づく本人確認を実施します。なお、本人確認を受けるにあたっては、当社が別途指定する手続きに従う必要があります。当該手続きに従わない場合、特典等を利用することはできません。
3. 特典等利用の申込み後は、本端末の返還請求はできません。
4. 回収完了後は本端末内のデータ復元等はできなくなりますので、回収前にデータのバックアップ・初期化を必ず実施頂くようお願いいたします（万が一、本端末内にデータが残っていた場合は、当社にて全て消去いたします。）。なお、実施しないこと等によってデータの消失又は漏洩等が生じてお客さまが損害を被ったとしても、当社は責任を負いません。
5. 回収前に本端末でご利用されていたアプリケーションやサービス等は、お客さまご自身にて解約・引き継ぎ等の必要なお手続きを実施するようお願いいたします。なお、実施しないこと等によってお客さまが何らかの損害を被ったとしても、当社は責任を負いません。

「新トクするサポート」提供条件書
更新日：2024 年 12 月 17 日
ソフトバンク株式会社

6. 1回あたりの特典等のご利用につき、1台に限って回収します。
7. 特典等利用の申込み時に新しい端末へ買い替えるお客さまについては、何らかの理由によりその買い替えのお手続きがキャンセルされた場合であっても、回収した本端末はお客さまに返却されません。
8. 本端末の回収時にお客さまが当社へ申告する内容と当社へ送付される内容が異なる場合は、特典等利用の申し込みはキャンセルとなりますが、回収した本端末はお客さまに返却されません。
9. 回収対象の本端末以外の物品（以下「混入物」といいます。）が当社に送付された場合、当社は、混入物の所有権は放棄されたものとみなし、当社の判断により混入物を廃棄等の処分、行政機関へ届出又は何らかの措置を講ずるものとし、お客さまは異議を述べないものとします。
10. 前項にかかわらず、当社は、当社の判断によりお客さまに対して混入物に関して連絡する場合又は混入物を返送する場合があります。この場合であっても、お客さまと連絡が取れないとき又は混入物をお受け取りいただけないときは、当社の判断により混入物を廃棄等の処分、行政機関へ届出又は何らかの措置を講ずるものとし、お客さまは異議を述べないものとします。
11. 本端末の査定完了後、当社は、適格請求書発行事業者として登録されている法人のお客さまに対して、仕入明細書を送付する場合があります。この場合、お客さまは、法令が定める期間、同書面を保存する必要があります。なお、同書面の発送後2週間以内に、当社指定の方法によりお客さまが異議を申し出ないときは、その記載内容に同意したものとみなします。
12. 運送会社その他の第三者による本端末に関する配送事故（誤配送、遅延、不到達等）又は紛失・破損等については、当社は責任を負わないものとします。
13. 本端末の回収方法・本人確認の方法等は、変更される場合があります。この場合、変更後の内容に従って頂くようお願いいたします。

第10条（査定基準）

特典等の利用時に回収する本端末の査定基準は、**査定時点における最新の当社の下取りプログラム**（キャンペーン名称変更後のキャンペーン及びキャンペーン終了後の後継キャンペーンを含みます。以下同じ。）の**判定基準**（当社指定の特典適用基準及び減額判定基準を含みます。）に従うものとします。但し、下取りプログラムの対象外である機種は、当社が本プログラムの専用ウェブサイトにて定める査定時点における最新の判定基準を適用します。なお、**現時点の下取りプログラム等の判定基準は当社ホームページ上で確認することができますが、あくまでも査定時点における基準が適用されますので、本端末の購入時点から将来的に内容が変更された場合は、変更後の基準が適用されます。**

※基準のいずれか1つにでも該当する場合は、査定基準を満たしません。

※本端末の製造番号（IMEI）（Apple Watchの場合は、IMEI又はシリアル番号）を当社が確認できない場合は、本負担金の支払いを問わず、特典等の適用を受けることはできません。

第11条（併用不可サービス）

1. 本プログラムの特典等の利用と同時に、本端末を「下取りプログラム」提供条件書に定める対象機種として、「下取りプログラム」に申し込むことはできません。
2. 対象機種ごとに決められたスタンダード、バリュー又はプレミアムのいずれか1つのみが対象となり、お客さまにおいてスタンダード、バリュー又はプレミアムを選択することはできず、かつ、これらを併用して適用することもできません。
3. 上記に掲げる以外にも、他のサービス、キャンペーン、プログラム又は割引等と併用することができない場合があります。

第12条（請求月）

「新トクするサポート」提供条件書
更新日：2024年12月17日
ソフトバンク株式会社

本提供条件書において、請求月とは、当社がお客さまごとに割り当てるお支払いの請求締日により異なる、次の3とおりの期間を意味するものとします。なお、お客さまの請求締日は、My SoftBankにおいてご確認頂くことができます。

請求締日	請求月	本プログラムの起算点 (例：本端末の購入日が2021年10月24日の場合)
末日	毎月1日～末日	2021年10月24日～2021年10月31日を1か月目とします
10日	毎月11日～翌10日	2021年10月24日～2021年11月10日を1か月目とします
20日	毎月21日～翌20日	2021年10月24日～2021年11月20日を1か月目とします

※ お客さまの請求締日が変わった場合に、その変更が生じた請求月に特典の利用を申し込みしたときは、第4条（特典内容）、第6条（下取り価格）及び第7条の2（早トクオプション）に定める下取り価格が本端末の査定完了日が属する請求月の翌々請求月以降分の分割支払金相当額となることがあります。

第13条（遅延損害金）

お客さまは、本プログラムに関して負担する債務の支払いを遅延した場合は、支払期日の翌日から支払日に至るまで、遅延した金額に対し、年14.5%の割合を乗じた額の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第14条（禁止行為）

お客さまは、本プログラムの利用にあたって、次の各号に該当する行為又は該当するおそれのある行為を行ってはならないものとします。

- 法令、行政機関のガイドライン又は公序良俗に違反する行為
- 当社又は第三者の営業妨害又は名誉棄損する行為、その他不利益を与える行為
- 当社又は第三者の財産権、知的財産権その他一切の権利を侵害する行為
- 本提供条件書に別段の定めがある場合を除いて、当社の書面による事前の承諾なく、本提供条件書に基づく権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保権の設定その他処分をする行為
- 本プログラムを不正な目的をもって利用する行為
- その他当社が不適切と判断する行為

第15条（パーソナルデータの取り扱い）

- 当社は、お客さまのパーソナルデータ（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、製造番号（IMEI、シリアル番号）機種契約番号等を含みますが、これらに限られません。）を当社プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。
- 当社は、本プログラムの提供に関して取得したパーソナルデータについて、下表のとおり、第三者に提供する場合があります。

提供先：本端末の譲渡先事業者
提供国： こちら の国が含まれます。
提供データ：本端末の製造番号（IMEI、シリアル番号）
主な利用目的：当社が本端末を譲渡するため

- 当社は、次の各号の目的のため、お客さまに代わって Apple Japan 合同会社及び Apple Inc.に対し製造番号（IMEI、シリアル番号）を通知し、これらより結果を受領することがあります。なお、受領した結果に係るデータについては、当社プライバシーポリ

「新トクするサポート」提供条件書
更新日：2024年12月17日
ソフトバンク株式会社

シーに定めるところにより取り扱います。

- (1) 本端末のアクティベーションロックの設定状態を確認するため
- (2) 本端末の修理履歴を確認するため
- (3) その他本プログラムの提供に必要な業務を実施するため

第 16 条（停止・中止）

当社は、システムの保守点検、不可抗力若しくは本プログラムの運営状況その他の予期できない事情がある場合又は当社が必要であると判断する場合は、何ら通知を行うことなく、本プログラムの全部又は一部の提供を停止又は中止することができるものとします。

第 17 条（責任の制限）

1. 当社は、本プログラムの完全性、安全性、有用性、正確性又は特定目的適合性等について、何ら保証するものではありません。
2. 本プログラムに関連して発生したお客さま（消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に規定する「消費者」以外のお客さま（法人等）を除きます。）の損害について、当社の過失（重過失を除きます。）により当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、損害を被った月の 1 回分の分割支払金相当額を上限とし、直接かつ現実に生じた損害に限るものとし、その他一切の損害（付随的損害、間接損害、特別損害、逸失利益に係る損害及び拡大損害を含みます。）については、その予見可能性の有無を問わず、当社は賠償の責任を負わないものとします。
3. 当社は、前項に規定する消費者以外のお客さま（法人等）に対し、本プログラムに基づきお客さまに生じた一切の損害について、当社の故意又は過失の有無にかかわらず、賠償の責任を負わないものとします。
4. 当社が割賦債権を第三者に譲渡その他の処分をしていた場合には、当社がこれらの譲受人等（以下「割賦債権者」といいます。）に対して割賦残債務に相当する補償債務を履行しない限り、お客さまは特典等を利用することができず、割賦残債務は相殺されません。

第 18 条（変更・廃止）

1. 本プログラムは、何らかの理由（当社が、第 21 条（解除）第 5 号に該当する場合を含みます。）により内容を変更し、又は廃止する場合があります。この場合、変更後の内容がお客さまの権利関係に重大な影響を与える場合又は本プログラムを廃止する場合は、当社ホームページに掲載する方法その他同等の方法により事前に通知します。但し、緊急性がある場合又はやむを得ない場合は、事後的に通知します。
2. 前項に基づき、本プログラムを廃止した場合、お客さまは特典等を利用することはできません。この場合、お客さまの割賦契約条件に従い、完済されるまで毎月分割支払金をお支払頂く必要があります。
3. 本プログラムを廃止した場合、割賦債権者が当社に代わり本プログラムを承継すべき義務を負うものではなく、お客さまは割賦債権者に対して、特典等を利用することはできず、割賦残債務は相殺されません。
4. 前三項の場合に、お客さまに何らかの損害が生じた場合でも、当社及び割賦債権者は責任を負いません。

第 19 条（終了条件）

1. お客さまが本端末の割賦債務を完済した場合又は一括による弁済のお申し込みをした場合（その後お申し込みが取り消された場合を含みます。）、本プログラムの適用は自動的に終了するものとします。

「新トクするサポート」提供条件書
更新日：2024 年 12 月 17 日
ソフトバンク株式会社

2. お客さまが特典等のいずれかを利用することを申し込みした場合、その申し込みを撤回又は取消することはできず、また再度特典等を申込みすることもできません。

第 20 条（解約）

1. お客さまは、当社が指定する方法に従って手続きを行うことにより、本プログラムを解約することができます。
2. 前項の場合、当社がお客さまの解約の申し入れを承諾し、解約手続きが完了した日をもって、本プログラムの適用は終了します。

第 21 条（解除）

当社は、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合、何ら催告等することなく、本プログラムを解除することができるものとします。

- (1) 本提供条件書に違反した場合
- (2) 本負担金、早トクオプション利用料、あんしん保証パックサービスの利用料金、分割支払金その他本プログラムに関するお客さまの当社に対する債務の支払いを怠った場合
- (3) 本プログラムの申し込み内容に虚偽又は事実に反する記載・申告等がある場合
- (4) 当社又はソフトバンク取扱店の営業を妨害し、又は妨害するおそれがある場合
- (5) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続きの開始申し立てがあった場合
- (6) お客さまが振出、引き受け、裏書又は保証した手形又は小切手が不渡りとなった場合
- (7) 公租公課等の滞納処分を受けた場合又は債務超過の状態である場合
- (8) 解散決議、営業の停止又は廃止があった場合
- (9) お客さまの財産が強制執行、仮差押又は仮処分を受けた場合
- (10) その他当社の業務の遂行上支障がある場合

第 22 条（譲渡・承継）

1. 本端末の割賦債務が完済されるまでの間に、お客さまが当社の承認を得た上で、本端末を譲渡又は承継した場合、本プログラムに関する権利義務は譲受人及び承継者に引き継がれます。但し、特典等の利用を申し込みした後に、譲渡又は承継の手続きを行った場合、別途当社が指定する条件・手続きを満たしたときに限って引き継がれます。
2. 本端末の譲渡を申し込みした後、その譲渡の手続きが完了して一定期間が経過するまでの間は、特典等の利用を申込みすることはできません。

第 23 条（反社会的勢力の排除）

お客さまは、当社に対し、次の各号に定める事項を現在及び将来にわたって表明し、保証するものとします。

- (1) 自らが反社会的勢力（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。）、暴力団関係団体、暴力団関係者その他の反社会的勢力の総称をいいます。以下同じ。）に該当しないこと
- (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用してしていると認められる関係を有していないこと
- (3) 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと

「新トクするサポート」提供条件書
更新日：2024 年 12 月 17 日
ソフトバンク株式会社

第 24 条（裁判管轄）

本プログラム又は本提供条件書に関して、当社とお客さまとの間で発生した一切の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 25 条（特例）

2021 年 9 月 24 日から本プログラムが開始するまでの期間に、「トクするサポート+（2021 年 9 月 23 日以前加入者向け）」提供条件書（以下「旧プログラム条件書」といいます。）第 3 条（対象）第 1 項に定める条件を満たしたお客さま（それ以前に当社又はソフトバンク取扱店から iPhone13 シリーズの商品を購入したお客さまも含まれます。）は、本提供条件書第 3 条（対象）第 1 項第 1 号（スタンダード）の条件を満たしたものとみなし、本提供条件書の制定日にかかわらず、お客さまが旧プログラム条件書第 3 条（対象）第 1 項に定める条件を満たした日に遡って、本提供条件書に定める条件を適用するものとします。この場合、お客さまには、旧プログラム条件書の内容は適用されないものとします。

第 26 条（提供条件書の変更）

1. 当社は、本提供条件書の記載事項を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。
2. 本提供条件書の記載事項を変更する場合、当社ホームページに掲載する方法、文字メッセージ（契約者回線又は当社電気通信設備から送信された数字、記号及びその他文字等によるメッセージをいいます。）を配信する方法、又は当社が適当と判断する方法にて事前に通知します。
3. 本提供条件書記載事項以外の部分については、当社が定める個品割賦購入約款又は個別信用購入あっせん約款の規定を適用します。なお、これらの約款と本提供条件書の内容が矛盾又は抵触する場合、本提供条件書の内容が優先的に適用されるものとします。

【更新履歴】

2021 年 10 月 13 日 初版作成

同年 11 月 17 日 「トクするサポート+（2021 年 9 月 24 日以降加入者向け）」から「新トクするサポート」に名称を変更

同年 11 月 17 日 更新

2022 年 1 月 19 日 更新

同年 4 月 1 日 更新

同年 4 月 8 日 更新

同年 8 月 17 日 更新

同年 10 月 13 日 更新

2023 年 6 月 14 日 更新

同年 7 月 7 日 更新

同年 11 月 15 日 更新

同年 12 月 13 日 更新

同年 12 月 27 日 更新

「新トクするサポート」提供条件書
更新日：2024 年 12 月 17 日
ソフトバンク株式会社

2024年4月18日 更新

同年 4月23日更新

同年 9月25日更新

同年 12月17日更新

「新トクするサポート」提供条件書
更新日：2024年12月17日
ソフトバンク株式会社